

くにたちしじんけん へいわ
国立市人権・平和のまちづくりの
そうごうてき すいしん はか きほんほうしん
総合的な推進を図るための基本方針

れいわ ねん がつさくてい
令和6（2024）年3月策定
くにたちし
国立市

目次

| | | | |
|--------|-----|------------------------------|----|
| だい しょう | 第1章 | はじめに | |
| | 1. | 基本方針策定の趣旨 | 1 |
| | 2. | 基本方針の位置付け | 1 |
| | 3. | 基本方針の期間 | 2 |
| | 4. | 基本方針の体系 | 3 |
| | 5. | SDGsとの関係 | 4 |
| だい しょう | 第2章 | 本市における人権・平和をとりまく現状と課題 | 6 |
| だい しょう | 第3章 | 基本理念と4つの目指す「まち」 | |
| | 1. | 基本理念 | 9 |
| | 2. | 4つの目指す「まち」 | 10 |
| だい しょう | 第4章 | 人権・平和のまちづくりの推進 | |
| | 1. | 人権施策の推進 | |
| | (1) | 人権教育・啓発 | 12 |
| | (2) | 人権救済及び相談支援の体制 | 14 |
| | (3) | 人権に配慮した環境整備 | 17 |
| | 2. | 分野別人権課題と施策の推進 | |
| | (1) | 共通事項 | 23 |
| | (2) | 個別事項 | 23 |
| | 3. | 平和施策の推進 | |
| | (1) | 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承 | 28 |
| | (2) | 様々な団体等との平和交流 | 29 |
| だい しょう | 第5章 | 推進体制 | |
| | 1. | 行政における推進体制 | |
| | (1) | 組織内の推進体制 | 32 |
| | (2) | 市職員の人権意識の向上及び人権・平和のまちづくりへの参画 | 32 |
| | (3) | スケジュール及び財源（予算） | 33 |
| | 2. | 国立市人権・平和のまちづくり審議会 | |
| | (1) | 国立市人権・平和のまちづくり審議会の設置 | 33 |

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|--------------|---------------|-------|----|
| (2) | くにたちしじんけん へいわ 国立市人権・平和のまちづくり | しんぎかい 審議会 | しんぎ における審議 | ----- | 33 |
| 3. | 公表と見直し | | | | |
| (1) | 基本方針の公表 | | | ----- | 34 |
| (2) | 基本方針の見直し | | | ----- | 34 |

さんこうしりょう
参考資料

※本基本方針における以下の用語の示す意味・内容は、次のとおりです。

基本条例 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成30（2018）年12月27日条例第37号）

基本方針 基本条例第9条に規定する、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針

差別 基本条例第3条に規定する、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別※1

しょうがいしゃ 市の「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」（平成17（2005）年）では、「障害」の「害」には悪いイメージがあるため、新しいイメージを求めて「しょうがいしゃ」とひらがなで表記しています。このことから、本基本方針においても、既存の固有な名詞や引用を除いてひらがな表記をしています。

人権 全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されています。日本国憲法では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとしており、「侵すことのできない永久の権利」（第11条）であり、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（第13条）と定められています※2。

人権救済 人権侵害が発生した後のその行為の排除や再発防止、人権侵害が発生する恐れの高い場合におけるその防止、被害者が望む安心した日常生活を送るための相談支援など個別救済と、一般施策として行う人権教育や啓発を含めた広い概念です※3。

人権・平和のまちづくり 「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、市及び市民の一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することです。

相談支援 本市が捉える人権救済のうち、個別救済として被害者や被害を受ける可能性が高い者に対する相談による支援のことです。

ソーシャル・インクルージョン 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うことです。

※1 様々な状況があることから、「差別」の定義を明確にすることは困難ですが、例えば、「人種差別撤廃条約」（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約。日本は平成7（1995）年に加入）の第1条では、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害するもくじまた効果をもつもの」と定義されています。また、「障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」（平成27（2015）年2月24日閣議決定）においては、「不当な差別的取扱いの基本的な考え方として「法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。」と示されています。

※2 日本国憲法（抄）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※3 法務省においては、人権侵害を受けた方の救済のための措置として「援助、調整、説示・勧告、要請、通告、告発、啓発」の7種類から適切な措置を講じることとされています。（「人権侵犯事件調査処理規程」平成16（2004）年法務省訓令第2号）

第1章 はじめに

1. 基本方針策定の趣旨

本基本方針は、基本条例の本旨（人権・平和のまちづくりの推進）を踏まえて、その総合的な推進を図るための基本的な考え方を示すものです。

本基本方針は、単なる理念として机上論的に存在するものではありません。また、本市における他の条例や計画等の上位に位置し指示や命令をするものでもありません。

本基本方針は、本市が市民及び事業者等とともに人権・平和のまちづくりを推進するに当たって、全ての施策の根底に基本的な考え方として位置付けるものであり、市政において具現化することを趣旨として策定したものです。

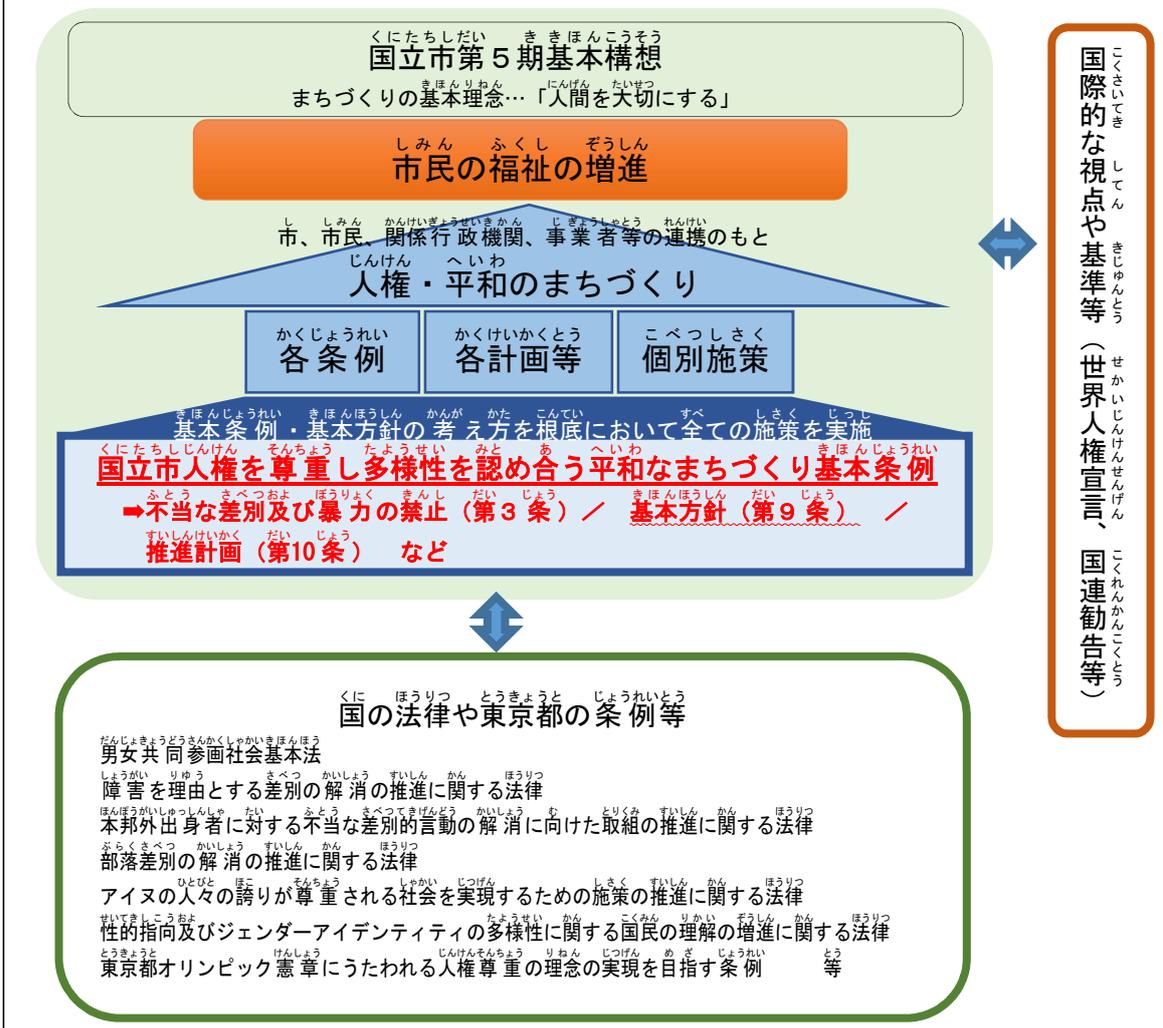
2. 基本方針の位置付け

本基本方針は、基本条例第9条第1項に規定する「基本方針」に該当し、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本的な考え方を示すものです。

また、本市が「国立市総合基本計画」の下、条例の制定や計画の策定、個別施策を推進するに当たり、その根底に位置付ける基本的な考え方となるものです。

本基本方針の策定に当たっては、令和元（2019）年8月に国立市人権・平和のまちづくり審議会に諮問を行い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありながらも、多くの人権課題の当事者やその支援者から人権・差別問題の現状等について聞き取りや議論を行っていただきました。そして、基本方針策定に関する考え方についての答申を令和5（2023）年6月に受け、以降、市において検討を進め、パブリックコメントの実施（令和5（2023）年10月）等を踏まえ策定しました。

基本方針の位置付け



3. 基本方針の期間

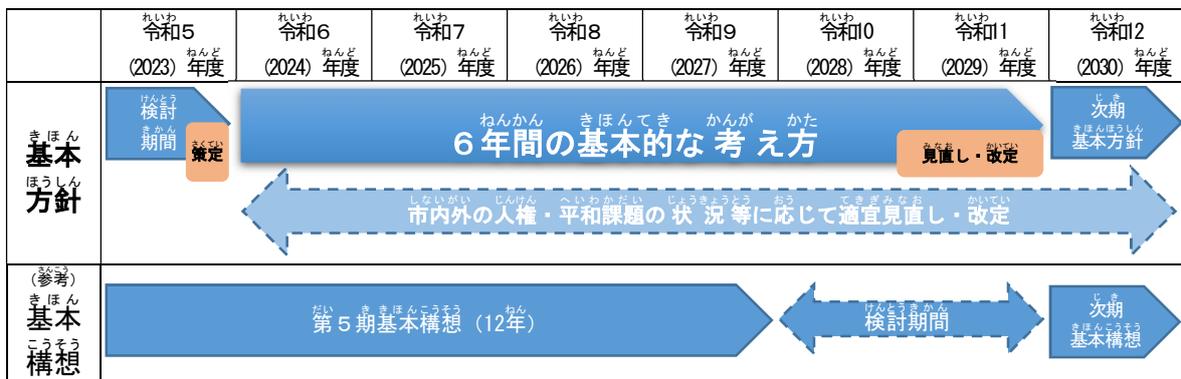
本基本方針は、令和11(2029)年度までの6年間(令和6(2024)年度から令和11(2029)年度)を見据えた本市における人権・平和のまちづくりの推進に係る基本的な考え方とします。

現在本市は、平成28(2016)年度から令和9(2027)年度までの12年を期間とする第5期基本構想の中にあります。次期(第6期)基本構想は、令和12(2030)年度からの開始が検討されていますが、本基本方針は全ての施策の根底に位置づく基本的な考え方であることから、まちづくりの基本的な指針である基本構想と連動した内容とすることが必要なため、次期(第6期)基本構想の開始の前年度である令和11(2029)年度までの6年間を見据えた考え方とするものです。そして、次期(第6期)基本構想の検討状況や地域の人権・平和に関する課題の実情等を踏まえ、必要に応じて見直しを行った基本方針のもとで人権・平和の

まちづくりを推進することとします。

しかし一方で、様々な課題を的確に捉え対応していくためには、本市における人権・平和に関する課題の状況や国内における法整備の状況、国連勧告など国際的な動向等に応じて、適宜その考え方をアップデートしていく必要があります。

そのため、様々な状況等を踏まえ、本基本方針に盛り込むべき新たな事項や変更すべき事項等が生じた場合は、基本条例第9条第3項の規定に従い、適宜見直すこととします。



4. 基本方針の体系

本基本方針の第1章では、本基本方針策定の趣旨、位置付け、期間、体系及びSDGsとの関係を示します。

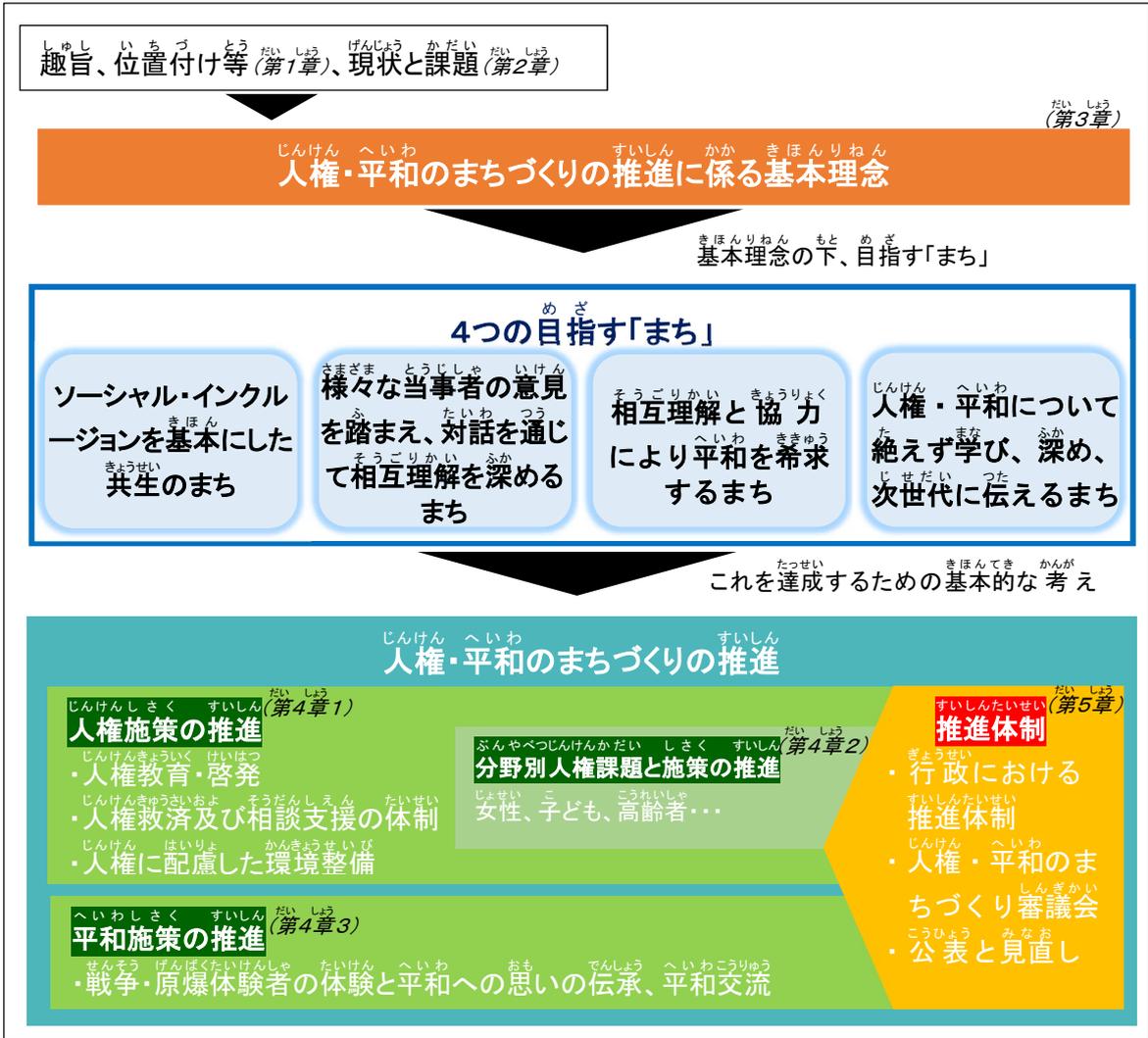
第2章では、本市における人権・平和をとりまく現状と課題について示します。

第3章では、人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念及びその基本理念の下で本市が目指す4つの「まち」について示します。

第4章では、前章で示した4つの「まち」を目指すプロセスの基本的な考え方について、人権施策の推進(人権教育・啓発、人権救済及び相談支援の体制、人権に配慮した環境整備)、分野別人権課題と施策の推進、平和施策の推進(戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承、様々な団体等との平和交流)の観点で示します。

第5章では、前章までの考え方に基づき人権・平和のまちづくりを推進する際の推進体制についてその考え方を示します。

なお、本基本方針を体系的に示すと、次の図のとおりです。



5. SDGs との関係

持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)は、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。また、SDGsの大きな柱である環境問題については、人権との関連性が国連等において課題として指摘されています。

本市においては、その行政運営がSDGsの目標達成に貢献していることを意識しつつまちづくりに取り組んでいますが、ソーシャル・インクルージョンの理念をその基礎とする本基本方針を踏まえた様々な取組を推進することは、SDGsの理念と一致するところであり、その目標達成に一層貢献することとなります。

なお、SDGsの各目標が具体的にどのような人権と関連しているかを示す国連人権高等弁務官事務所の文書を、一般財団法人アジア・太平洋人権情報セ

ンター（通称「ヒューライツ大阪」）が、国連の了解を得て日本語に翻訳した資料をホームページで公開しています※。このような資料を参考とするなどして、本基本方針に基づく様々な取組とSDGsの各目標との関連性を把握します。

※ 「ヒューライツ大阪」がホームページ上の「SDGsと人権」内で公開している「SDGs×人権」
(https://www.hurights.or.jp/japan/aside/sdgs/SDGs_HR_TABLE_A4.pdf)

第2章 本市における人権・平和をとりまく現状と課題

本市では、昭和51（1976）年に策定した第一期「国立市基本構想」以降、一貫して「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、誰もが社会から排除されることなく、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」を基本としたまちづくりを推進してきました※。

※ 現在は、第5期基本構想（計画期間：平成28（2016）年度～令和9（2027）年度）のうち第2次基本計画（令和2（2020）年度～）の期間。

しかし、近年の全国的な人権課題を見ると、例えば、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者やその家族に対する誹謗中傷及び医療従事者等への差別や偏見、インターネットの匿名性を悪用したSNS等での特定の個人や民族等を対象とした誹謗中傷・差別的書き込み、プライバシーの侵害、しょうがいしゃや性的マイノリティへの差別や偏見などが生じています。また、被差別部落や特定の職業、女性や子どもに対する差別など、過去から続く問題も今もなお解決していません。

そしてこれらの問題は、本市においても決して無関係ではありません。例えば、平成16（2004）年には、市内で部落地域に関する差別ハガキが大量にばら撒かれる事案が起っています。また、平成24（2012）年には、市内のご家庭のドアに民族差別感情をあらわにした誹謗中傷ビラが貼り付けられる事案が起っています。さらに令和3（2021）年には、市内の街路灯にアイヌの人々に対する差別につながる恐れのある落書きが見つかる事案が起っています。このような行為に対し、本市においては、市報等を通じて広く市民に現状を伝え、差別をゆるさない姿勢を示してきました。しかし、依然として、しょうがいしゃや外国籍の人に対する心無い言動、女性や子ども、高齢者に対する暴力や虐待などが問題となっています。また、無意識の偏見（「アンコンシャス・バイアス」。例えば、「女性らしく」「男性らしく」といった無意識の思い込み。）、知識の欠如、誤解等による非意図的な差別（「マイクロアグレッション」。例えば、外国籍の人に対する「日本語上手ですね」といった発言。）も多く起っています。

また、本市では、平成12（2000）年に平和都市宣言を行うほか、平成22（2010）年には核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指す「平和首長会議」（世界166か国・地域8,374都市が加盟（令和6（2024）年3月1日時点））に加盟し、国内加盟都市会議総会を本市において開催（令和元（2019）年10月）、令和5（2023）年

4月には、多摩地域の相互連携を目的とした「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」の立ち上げに関わり市長が会長を務めるなど、平和施策に力を入れて取り組んできています。さらに、市内在住で原爆体験者の体験と平和への思いを次世代に伝えるため、被爆地である広島市・長崎市以外の地方公共団体としては唯一、原爆体験の伝承活動に平成27（2015）年から取り組んでおり、これまでに約22,000人※の方に講話しています。しかし、世界では今もなお、戦争や紛争が絶えません。戦後78年が経過し戦争体験者が年々減少するなか、次世代に平和を文化として伝え根付かせていくことが本市においても課題となっています。

※ 令和5（2023）年12月末時点

本市においては、人権・平和の課題を一つ一つ丁寧に捉え、どのように対応し市民の安心で平穏な生活を守っていくか、当事者や支援者の声に耳を傾けながら検討を重ね、条例の制定や計画の策定、個々の施策の推進等の市政に取り組んでいます※。例えば、令和3（2021）年度からは、市民と共に様々な人権課題について考える「くにたち人権月間」を国の「人権週間」（12月4日～10日）の時期に合わせ実施し、人権意識の向上や啓発に努めてきました。また、基本条例で定める「くにたち平和の日」（6月21日）及び「くにたち平和推進週間」（6月21日～27日）の時期には、平和を考える催しを毎年実施しています。しかし、人権・平和をとりまく課題は複合的に重なり合い、そして多様化しています。

※ 例えば、本市における近年の取組として、以下の取組を行ってきました。

| 取組の内容 | 取組の経緯等 |
|--|--|
| 地域参加型介護サポート事業 （平成18（2006）年度～） 地域の力を活用し、しょうがいしゃ本人が推薦した介護人が食事、排泄、家事などの支援を行うことができる制度。 | 平成17（2005）年に、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行される中で、「ヘルパーが足りなくなるのでは」「自分のことをよくわかっている人に介護人になってほしい」という思いが市に寄せられたのを機に制度を創設。 |
| 地域包括支援センター （平成18（2006）年度～） 高齢者に関する心配事や悩み事等の相談に寄り添い支援を行う機関（市内に直営1か所、地域窓口3か所）。 | 高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進するために設置。 |
| 福祉総合相談ふくふく窓口 （平成26（2014）年度～） どこに相談したらいいかわからない相談や、複数の相談窓口にまたがる相談などをワンストップで受け付ける窓口。 | 「主訴が不明確な相談や制度の狭間にある方の相談窓口が明確化されていないことや「複数の課題が絡み合った相談をどの部署に相談したほうがいいのか分からない」といったことなど福祉関係窓口における課題を解決するために設置。 |
| くにたち子育てサポート窓口（通称「くにサポ」） （平成29（2017）年度～） 子ども・子育てのための総合相談窓口。 | 妊娠期からの切れ目のない支援を実現するために制度を創設。 |

| | |
|--|--|
| <p>パートナーシップ制度 (平成30 (2018) 年度～)</p> <p>性的マイノリティや事実婚の方などを対象に、互いを人生のパートナーとして届け出たお二人に受理証明書等を交付する制度。</p> | <p>性的マイノリティ当事者からの陳情を受けて制度を創設。制定過程においても様々な当事者の声を取り入れ、全国で初めて市内在勤・在学者も対象とするなど特徴的な制度。</p> |
| <p>女性パーソナルサポート事業 (令和元 (2019) 年度～)</p> <p>DV等の様々な理由により困難な状況におかれ、公的なセーフティネット支援が十分に利用できない女性に対し、安心して生活できる一時的な居場所を提供。また、地域で安定した生活を送るための中長期的な伴走型の自立支援を、地域の民間女性支援団体と連携し実施する事業。</p> | <p>公的な一時保護施設では安全性を確保するために外出制限や通信機器の利用制限があり、それを理由に施設への入所を選択しない女性が一定程度存在。また、自立の過程では中長期的な継続した支援が必要な場合があるが、行政だけで支援し続けるには限界があり、このような課題に対応するため制度を創設。</p> |
| <p>幼児教育推進補助金(保護者への支援) (令和元 (2019) 年度～)</p> <p>市の全ての子どもが、施設の種別や選択にかかわらず広く幼児教育・保育が受けられるよう、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる方について、従来の幼稚園園児保護者負担軽減補助金の市上乗せ部分(月額3,500円)を支給する制度。</p> | <p>国の幼児教育・保育の無償化の対象外となってしまった外国人学校に子どもを通わせる保護者の声を受け、制度を拡充。</p> |
| <p>多様な集団活動事業利用支援補助金(保護者への支援) (令和3 (2021) 年度～)</p> <p>国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、一定の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者に対し、月額20,000円を上限として利用料を補助する制度。</p> | <p>幼児教育・保育無償化の対象とならない外国人学校に対する調査事業を国から受託し、検討委員会を設置。検討委員会が現地見学、職員・保護者へのヒアリングを行い、国に対し報告書を提出。その一連の流れを受け、他市に先駆け国の本制度を活用。</p> |
| <p>本人通知制度 (令和4 (2022) 年度～)</p> <p>人権尊重の観点から、本籍地及び筆頭者が記載された住民票・戸籍の附票及び戸籍を本人等以外の方が委任状や第三者請求により取得した場合に、登録した人に交付の事実を通知する制度。</p> | <p>婚外子差別や部落差別に苦しむ市民等からの要望を受け制度を創設。</p> |

第3章 基本理念と4つの目指す「まち」

1. 基本理念

人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念は、次のとおりです。

意識的か否か、あるいは意図的か否かに関わらず、様々な人権侵害、差別や偏見が今もなお身近で起きており、誰もが被害・加害の両方の当事者性を有していることの認識

→ 行政による人権・平和を大切にする不断の取組が必要です。

国内外を問わず、様々な場面において、現に社会的不平等が依然として存在し、人権侵害や差別が起こっています。またそれは、自身と関係のない世界で起きている事象ではなく、私たちがごく身近で起きていることも多く、誰もが意識的か否かあるいは意図的か否かに関わらず、被害・加害の両方の当事者性を有しています。

だからこそ、人権について学び考え行動することが重要です（何もしなければ様々な不平等がますます助長される恐れがあります）。

基本条例が示す恒久的な理念を、市職員が一丸となって地域全体で推進

→ ソーシャル・インクルージョンの理念の下、全ての市職員が一丸となり、市長のリーダーシップの下で人権・平和のまちづくりの推進に市民や事業者と共に取り組みます。

基本条例は、国立市基本構想で掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権・平和の視点から捉えなおし、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。このような基本条例の恒久的な理念を、市、市民及び事業者等が一丸となり、対話を重視しながら地域全体で取り組むことが重要です。また、基本条例第4条では、市長は、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえて市の施策を推進することとしています。

また、次に示す内容は、上記2つの基本理念の下で市政に取り組むに当たって付随する視点として大変重要なものであり、基本理念と一体を成すものです。

- ① 一人一人が権利の主体であり、その一人一人にアイデンティティが存在することを認識して取り組むことが重要です（「支援をしてあげる」「支援をしてもらう」という構図ではない）。
- ② 国内法や指針・計画等に限らず、国際的な動向（条約、宣言、国連勧告その他国際的な基準や視点）も踏まえた人権・平和の課題把握及び対応を行います。
- ③ 職員一人一人が、日々の多様な業務の中において、自らの行動と言葉で基本理念の具現化を積み重ね、人権・平和のまちづくりに参画します。

2. 4つの目指す「まち」

基本理念の下、次に示す4つの「まち」を目指します。

なお、これらは、一過性の取組により実現できるものではなく、市が市民や事業者等とともに協力と対話を積み重ねることにより実現できるものです。

① ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち

これまで市が市民とともに積み重ねてきた歴史である「人間を大切にする」まちづくりは、まさに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うことです。地域社会（市・市民・事業者等）が一丸となったソーシャル・インクルージョンのまちを目指します。

② 様々な当事者の意見を踏まえ、対話を通じて相互理解を深めるまち

人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他の経歴など、様々な属性の人の意見を大切に、対話を通じて相互理解を深めるまちを目指します。

③ 相互理解と協力により平和を希求するまち

多様な人々による日常の中での相互理解と協力により、「平和」（単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や抑圧等の社会構造的な困難がなく、人々の間に不当な差別や暴力を容認しない意識と、他者への共感や互いの

きょうりょく たいわ こうどう そんざい じょうたい いみ ききゅう
協力、対話といった行動が存在している状態を意味する)を希求するま
ちを**めざ**します。

④人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまち
じんけん へいわ かんが かつ じだい とも へんか ひとりひとり じんけん
人権・平和の考え方は、時代と共に変化することから、一人一人が人権・
へいわ た まな ちしき りかい ふか たしや じせだい
平和について絶えず学び、知識と理解を深め、そしてそれを他者や次世代へ
けいしょう どりょく じゅうよう とりくみ つかさ
継承する努力をすることが重要です。これらの取組を積み重ねることによ
り、**じぞくかのう じんけん へいわ**の**めざ**を目指します。

第4章 人権・平和のまちづくりの推進

本章では、前章で示した4つの目指す「まち」について、その目指すプロセスにおける基本的な考え方を示します。

1. 人権施策の推進

(1) 人権教育・啓発

人権教育・啓発については、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、行動につなげていくことができるよう、様々な機会を提供することや効果的な手法を用いて取り組むことが重要です。

人権教育・啓発について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- ① 全世代を対象とした人権教育・啓発の積極的推進及び特に若い世代に対する取組の強化
- ② 関係機関・団体等との連携強化による人権教育・啓発の推進

【考え方】

- ① 全世代を対象とした人権教育・啓発の積極的推進及び特に若い世代に対する取組の強化
(基本的な方向)

ア 人権課題は、時代とともに常に変化しています。多くの人に現在「当たり前」「普通」と思われていることであっても、数年後にはどのような課題として存在しているかわかりません。これは、私たち誰もが人権について学び続ける必要があり人権に関する知識の獲得に終わり(ゴール)がないことを示しています。

すべての世代の人を対象として、様々な人権課題についての教育・啓発を積極的に推進することが重要であり、国内外の人権課題に関する動向や地域の実情等に応じて絶えずその内容をアップデートさせながら人権教育・啓発に取り組みます。

イ 人権教育・啓発においては、“寝た子を起こすな”(差別や偏見に気が付いていない人に教育・啓発してその存在を表面化させる必要はな

いという意見) という議論がしばしば問題となることがあります。

しかし、私たちは誰もが、無知や無知であることの無自覚あるいは誤った理解等により、他者を差別や偏見で傷付けてしまったり、あるいは自らが差別や偏見を受けたりする可能性を有しています。また、マジョリティ※側に属する人は、自らを「普通」「当たり前」「自然」「正しい」と感じていることが多く、またそのようなマジョリティとしての力(パワー)を持っていることにそもそも気づきにくいゆえに、無意識的あるいは非意図的にマイノリティに対する差別や偏見を行ってしまっている場合が多くあります。

“寝た子を起こさない”のではなく、正しい知識を身に付ける(あるいはその意識を醸成する)ことが重要であり、そのための取組を推進します。

※ ある社会を集団に分けたときに、社会の中心にいる集団のこと。単純な数の多さではなく、社会の中でより多くの力(パワー)を有している集団を指す。

ウ 子どもや若い世代を含め多くの人が、SNS等インターネットを通して様々な情報に触れる機会が多い状況にあります。それらに溢れる情報の中には、真偽のほどが定かでない内容や、特定の人や属性に対する差別や偏見を助長する恐れのある内容を含むものなども多数存在します。そして、誤解や知識の欠如により無意識的あるいは非意図的に自らがそのような情報を発信してしまう恐れもあります。

様々な情報に触れたときに正しい判断・対応がとれるよう、また、誤った情報や差別・偏見を助長しかねない情報を発信しないよう、特に子どもや若い世代に対する人権教育・啓発を強化します。

（手法の方向）

ア 人権教育・啓発の推進に当たっては、その手法として、講演会、学習会、展示会、研修会のほか、SNS等インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子など様々な考えられます。様々な課題のもとにある当事者等に寄り添い、伝えたい内容や対象等を踏まえた効果的な手法を用いて人権教育・啓発を推進します。

イ 本市における人権問題、市の人権施策、国内外の人権課題及びその歴史等について、学び、考え、様々な人が交流できる人権博物館の設置が有効な手段の一つであると国立市人権・平和のまちづくり審議会の答申では指摘されています。市ではこれまでも、人権教育・啓発に関

する取組を積極的に行ってきました。今後、人権教育・啓発に資する様々な情報をデジタルアーカイブ化することや、多様な人々が交流する機会を創出すること等の取組を推進することにより、単に施設への資料展示だけではない効果的な機能（仕組み）について検討します。

ウ 生涯にわたって人権について学び続けることが重要であり、公民館における人権に関する講座等の更なる充実や市民活動に対する様々な支援（活動内容の支援、施設の貸出等）等、社会教育分野における学習機会を充実します。また、学校教育においては、教育活動全体を通じて発達段階を踏まえた組織的・計画的な人権教育を推進します。特に、人権課題や差別の状況のもとにある当事者が、差別の実態等について直接子どもたちに語り伝えることはとても大切であり、子どもたちが人権を尊重する心を養う上で有効な取組です。当事者と交流したり、さらに主体的に学習を進めたりすることで、子どもたちの理解が深まるよう取組の充実を図ります。

エ 人権課題や差別の状況のもとにある当事者が自らの言葉で差別の実態等について発信する意義は大変大きく説得力があります。一方で、当事者にとっては心身の負担が大きいものでもあることや、当事者の中でも様々な意見を持つ方がいらっしゃるということを認識し、それぞれの状況や気持ちに寄り添った取組を推進します。

②関係機関・団体等との連携強化による人権教育・啓発の推進

(基本的な方向)

ア 人権教育・啓発の推進に当たっては、様々な関係機関・団体等と連携を強化することが、より広い視点での取組の推進につながります。市内で人権尊重の活動に取り組む市民や団体等に加え、しょうがいしゃ支援団体や女性支援団体などの各種支援団体、東京都、東京法務局、人権擁護委員、学校、人権啓発に取り組む企業等との連携の下で取組を推進します。

(2) 人権救済及び相談支援の体制

本市が捉える「人権救済」は、人権侵害が発生した後のその行為の停止等の対応や再発防止、人権侵害が発生する恐れの高い場合におけるその防止、

被害者が望む安心した日常生活を送るための相談支援などの個別的な救済と、一般施策として行う人権教育や啓発を含めた広い概念です。

人権救済及び相談支援の体制について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- ①迅速かつ被害者に寄り添った人権救済
- ②相談支援の更なる充実

【考え方】

①迅速かつ被害者に寄り添った人権救済 (基本的な方向)

ア 救済に関する一般的な施策(人権教育や啓発)の在り方については、前述(1)で示したとおりですが、個別的な救済については、人権侵害を受けた方が一日も早く不安のない日常生活を取り戻すことができよう、速やかに対応する必要があります。現に発生している人権侵害行為の停止等の対応や再発防止に加え、加害者に対する働きかけ(関与)等の在り方についての検討が必要であり、国内の他の地方公共団体における制度化の状況(助言やあっせん、勧告、公表、罰則等)や、国際的な動向、国の法整備の状況、本市における人権課題の実態等を踏まえ検討します。

イ 加害者に対する働きかけ(関与)については、加害者の行為により被害者が深く傷つき、悩み、苦しんでいることを加害者自身が理解する必要があることから、加害者に対して根気強く働きかける必要があります。

ウ 人権侵害の表れ様は様々であることから、複合差別やインターセクショナリティ※という視点も踏まえた上で、画一的な制度運用ではなく個々の事情への配慮や被害者に寄り添った人権救済を行います。

※ 最近の女性差別撤廃委員会の勧告など国連文書において、マイノリティ女性に関連する箇所「複合差別/交差的な差別(multiple/intersectional forms of discrimination)」という文言が出てくる。このintersectionality(交差性)とは、人種、エスニシティ、ネイション、ジェンダー、階級、セクシュアリティなど、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況を指す。(徐阿貴「福岡女子大学教員」「Intersectionality(交差性)の概念をひもとく」国際人権ひろば No.137(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、2018年1月発行)8~9頁参照)

(SNS等インターネットにおける誹謗中傷に対する方向)

ア SNSをはじめとするインターネットは、日常生活と密接に関わっており、利便性が大きく向上し生活を豊かにする手段となっています。一方で、匿名性を悪用した誹謗中傷、プライバシー侵害、いじめ等が社会的な問題となっています。本市における実態や国における法整備の状況等を踏まえながら、市職員や事業者による定期的な監視・対応（モニタリング）等の取組を推進します。

イ SNS等インターネットにおいて、本市の市民や地域に関する人権侵害や差別事案を把握した場合は、速やかに適宜の方法（東京法務局や事業者への削除依頼等）により拡散を防止します。

②相談支援の更なる充実

(基本的な方向)

ア 被害を受けた方が、一日も早く不安のない平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、また、被害を受ける可能性が高い方に対しても被害防止のため、相談による支援を行うための体制を構築します。

イ 表面化しにくい課題があることや、社会的孤立に陥っている人がいることを認識し、相談まで辿り着かない事案があることを念頭に入れたアウトリーチ型の支援を推進します。

ウ 市内における人権課題の実態や市民のニーズ、他の地方公共団体の取組状況等を踏まえ、実効的で充実した相談支援が行えるよう体制の見直しを適宜行います。

(相談窓口の方向)

ア 相談支援を希望する方にとって相談しやすく、迅速かつ安心して支援を受けられる体制を構築する必要があります。また、複数要因にまたがる相談や、包括的支援が必要な相談への対応が求められます。

このような状況に対応するため、ワンストップで対応できる相談窓口の設置や専門知識と豊富な相談支援経験を有する相談員の配置など、相談窓口の在り方について検討を行い、効果的な相談支援体制を構築します。

イ SNS等インターネットを活用した相談支援がより効果的な場合もあることから、対面での相談支援、手紙やメールでの相談支援、インタ

一ネットを活用した相談支援の検討など、多様な入口のある相談体制を構築します。

ウ 相談窓口に関する情報について、様々な広報媒体（ホームページ、市報、SNS等）を活用して広く市民等に周知します。また、周知に当たっては、対象者の多様性を踏まえより効果的で分かりやすく発信します。

（関係機関・団体等との連携強化の方向）

ア 相談支援については、各種支援団体のほか、警察、東京法務局、弁護士会、医師会、社会福祉協議会などあらゆる関係機関・団体等との連携を強化し、官民一体となった相談支援のための体制を構築します。

イ 関係機関・団体等との連携の下での相談支援に当たっては、当該連携先においてもソーシャル・インクルージョンの理念が理解されていることが重要であり、必要に応じて連携先に対する基本条例や本基本方針に関する研修等の充実を図ります。

（3）人権に配慮した環境整備

人権に配慮した環境整備について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- ①人権の視点を踏まえた様々な環境の整備
- ②ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進

【考え方】

①人権の視点を踏まえた様々な環境の整備 （基本的な方向）

ア 誰もが安心して地域社会で平穏な日常生活を送ることができる環境づくりのために、私たちの身の回りには様々な環境を人権尊重の視点であらためて捉え、必要に応じて見直したり新たに整備したりすることが重要です。

イ 例えば選挙に際し、しょうがいのある人（一定の要件あり）については郵便等による不在者投票やその代理記載など合理的配慮が制度化さ

れています。また、^{せいしんできりゆう こうれい どうひょうこんなんしや}精神的理由や高齢による投票困難者についても、^{とうひょうじよ さまざま たいおう どうひょうじよ い こんなん ひと}投票所では様々な対応をしていますが、投票所に行くことが困難な人に対する支援は現在できていない状況にあります。このような人々に対する支援については、^{たい しえん げんざい じょうきよう ひとびと}国による法改正や近隣の地方公共団体の^{たい しえん くに ほうかいせい きんりん ちほうこうきょうだんたい}状況を踏まえどのような対応ができるか調査研究し取り組みます。

ウ 今の社会における重要な機能の一つとして、様々な形態の入所施設が法令に則り位置付けられています。管理された集団生活となる傾向や、^{ほうれい のつと いちづ かんり しゅうだんせいかつ}暴力やハラスメントといった人権侵害が発生していることも課題として指摘されています。また、^{けいこう ぼうりよく じんけんしんがい ほうせい}当事者の中には、施設しか選択肢がなく、^{かだい してき とうじしや なか しせつ せんたくし}本人が望まない施設入所となる方もいます。これらの課題に関連し、^{ほんにん のぞ しせつにゆうしょ かた かだい}国立市人権・平和のまちづくり審議会からの答申では、^{かんれん くにたちしじんけん へいわ しんぎかい とうしん だつしせつ}脱施設を見据え、^{みす にゆうしよしせつ にゆうしよ だれ きょうせい かんきよう こうちく}入所施設への入所を誰もが強制されない環境を構築する（^{にゆうしよ せんたくし じょうきよう じゅうよう}入所するしか選択肢がない状況をつくらない）ことが重要であり、^{だれ きぼう ぼしよ あんしん く しえん じゅうじつ ひつよう}誰もが希望する場所で安心して暮らすための支援の充実が必要であるという問題提起がなされています。

市ではこれまでも、施設に依存せず住み慣れた地域で生活し続けられるよう本人の意思を尊重した実践を積み重ねてきました。

^{しせつ せいかつ ちいき せいかつ かか じんけんしんがい けつ}施設での生活・地域での生活に関わらず、あらゆる人権侵害は決してあつてはなりません。どこで誰とどのように暮らすか、^{だれ くに じしん のぞく}自身の望む暮らしを自らが選択できるための環境整備を進めるとともに、^{みずか せんたく かんきようせいび すす ほんにん い}本人の意思が尊重されだれもがあたりまえに暮らせる地域づくりに向け、^{し そんちよう くに ちいき む さまさま}様々な対話を踏まえながら取り組んでいきます。

(^{ちいき たよう しゅうろう ば そうしゆつ ほうこう}地域コミュニティや多様な就労の場の創出の方向)

ア ^{さまさま ふあん なや かか ひと ちいきしやかい なか たよう ひとびと}様々な不安や悩みを抱える人が、地域社会の中で多様な人々となつな^{ふあん なや きょうゆう かいけつ い も}ることで不安や悩みを共有・解決することができたり、生きがいを持つことができたりする場(地域コミュニティ)を創出及び支援します。

イ ^{はたら さまさま じょうきよう じじよう はたら きづらさ かの}働きたいけれども様々な状況や事情により働きづらさを抱える^{ひと しょうがいしややひきこもり じょうたい ひととう しゅうろう}人(しょうがいしややひきこもり状態にある人等)の就労について、^{とうきょうと すいしん さんこう ほんし じったい}東京都が推進する「ソーシャル・ファーム」を参考にして本市の実態に^{おう すいしん たよう ひとびと ちいきしやかい とも しゅうろう よろこ かん}応じて推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労し喜びを感じることができ^{とりくみ すいしん}る取組を推進します。

(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進の方向)

ア バリアフリーとは、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的などすべての障壁に対処するという考え方であり、ユニバーサルデザインとは、施設や製品等について、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方であります。共生社会の実現に向けては、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています※。

しかし、街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアに加え、例えばしょうがいしゃや乳幼児連れの人に対する配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然として存在しています。

※ 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20(2008)年3月バリアフリーに関する関係関係会議決定)より一部引用。

イ しょうがいしゃ、妊婦、子連れの人、子ども、高齢者、外国籍の市民など、誰もが安全安心に地域社会で生活できるようにするためには、地域の実態や様々な立場にある人の意見を考慮し、対話を通じて最善の方向性を導き出すことが重要です。あらゆる既存バリアの解消及び新たなバリアをつくらないためのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組を推進します。

(フルインクルーシブ教育の方向)

ア 一人一人がその子らしくいられる教育の実現が市の目指す教育の目標であり、その目標を達成していくため、学校・学級の包摂力を高める環境整備とともに、全ての児童・生徒が包摂力を学び成長できる環境を整えていくことが必要です。

イ 市においては、就学先の決定に関し、しょうがいのある児童・生徒本人とその保護者の希望を最大限尊重し就学先が決定されており、その上で、多様な学びの場の確保に努めてきました。一方で、地域の学校への通学希望があっても、様々な条件等により最終的に地域の学校を選択することができないといった状況も見られます。

これらのことから、地域の学校・学級の包摂力を高め、多様性を認め合いながら相互に成長し合える場として、児童・生徒の共生社会の一員としての力を育てていきます。また、取組に当たっては、保護者、市民、教員との丁寧な対話を積み重ね、理解を得ながら子どもたち

ひとりひとりがその子らしくいられる教育の実現を目指します。

（災害時における対応の方向）

ア 関東大震災や東日本大震災では、甚大な被害が生じましたが、東日本大震災では、真偽のほどが定かではない情報等がSNS等で拡散され、多くの人々がその情報を信じたという調査結果もあります。そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して、罹患者や医療従事者への差別や偏見、ワクチン接種の有無に関する差別も発生しました。

このような過去の歴史や経験から、災害時においては様々な不安から人権が侵害されたこともあるということを理解することが重要です。また、差別や排除につながる情報に対して正しい情報を発信するリテラシーや情報モラルを身に付けることが重要です。

イ 地震や台風、河川の氾濫など大規模災害に際しては、市民等が公共施設等へ避難することが想定されますが、乳幼児を含めた子ども、妊婦、しょうがいしゃ、高齢者、外国籍の人、性的マイノリティなど様々な人が安全に避難し安心して避難所生活を送るためには、災害時におけるあらゆる属性の人への対応を想定した備え（安全な避難方法、十分な備蓄品、安心できる避難所生活等）をしておく必要があります。

また、自らが避難生活を送るうえで必要な備えを用意するよう災害に対する意識の醸成を図る取組を推進します。

ウ 災害時に対応が求められる職員については、定期的な研修（座学・実践）を通じて、想定した備えを適切に活用できるスキルの獲得及びその向上を図ることが重要であり、災害時における人権尊重の視点を踏まえた対応について取組を推進します。

②ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進 （基本的な方向）

ア 我が国におけるジェンダー平等については、様々な法整備等によりその格差の改善に向けた取組が進められていますが、例えば世界経済フォーラム（スイスの非営利財団）が発表するジェンダー・ギャップ指数によると、我が国は諸外国と比べ依然としてその格差が大きく、特に政治と経済の分野でその差が顕著となっています※1。また、本市の市民におけるジェンダー平等感の認識についても低い状況となっています。

す※2。

※1 令和5（2023）年6月に発表された「Global Gender Gap Report 2023」によると、日本のジェンダー・ギャップ指数の総合順位は146か国中125位で、平成18（2006）年の公表開始以来、過去最低。

※2 本市が行った「ジェンダー平等に関する市民意識調査」（令和5（2023）年）では、家庭生活や政治などを含め「全体として」女性と男性の地位が平等になっていると回答した割合は17.4%と低く、男性の方が優遇されていると回答した割合は65.5%であった。

イ 性別に起因した様々な格差は、人権上の様々な課題をより複雑化する原因になっていたり、またはその課題の背景となっている場合も少なくありません。人権尊重に関する取組の推進に当たっては、様々な課題とジェンダー平等との関係性を十分に認識し、格差解消に向けた意識啓発や支援の充実などの取組を推進することが必要です。

（意識啓発や教育に関する取組の方向）

ア 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（以下「推進条例」という。）では、市は男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うこととされています。その推進拠点として、市はくにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）を平成30（2018）年5月に設置し、市民等に対する固定的性別役割意識の解消や性的マイノリティへの理解促進に関する様々な啓発活動及び相談支援に取り組んでいます。その設置目的を踏まえ、引き続き様々な取組を推進します。

イ 推進条例では、「全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること」を基本理念の一つとして掲げています。性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ※）の考え方に基づき、どのような選択であっても互いに尊重し受け入れ合うことができるよう、そして必要な情報が容易に得られるよう情報発信や意識啓発等の取組を推進します。

※ 子どもを産むか産まないか、どのような性生活を送るかなどについて、十分な情報が得られ、心身の健康を確保した上で、誰かに強制させることなく自分で決められる権利。

ウ 包括的性教育については、多くの市民に未だ認知されていない状況がありますが※、国際的には、ジェンダー平等や多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育として取り組まれています。エビデンスに基づく正しい情報発信等の取組を進めるとともに、特に学校教育においては、多様な性に関わる学習やジェンダーに関する学習等の機会

とら ひろ し や とりくみ すいしん
を捉えて広い視野から取組を推進します。

※ 本市が行った「ジェンダー平等に関する市民意識調査」(令和5(2023)年)では、約6割の市民が「包括的性教育」という言葉を「はじめて聞いた」と回答しており、「意味や内容を知っている」と回答した市民は約9%であった。

（市職員の配置や附属機関委員の登用の方向）

ア 様々な人権課題に対応しながら市政を進めるためには、市職員の意識改革・向上や人材育成における様々な取組を推進することにより、その政策決定過程において多様な視点が考慮されることが重要です。

イ 市の職員配置や各種審議会など附属機関の委員登用における「男女比率」について、「性別ではなく能力で評価・登用すべき」という意見が少なくありません。本市としては、「男女」という性別に関わらず、全ての人にあらゆる機会が保障される社会が実現されるべきだと考えていますが、女性の社会進出や活躍の推進に際しては、本人の意思の尊重を前提としつつ、意図的に数値目標を設け、その改善を促す取組（ポジティブアクション）を実施することが重要だと捉えています。

ウ 全ての人にあらゆる機会が保障される社会の実現を目指すプロセスの一つとして、市職員の管理職配置※1や附属機関委員の登用においてはジェンダー平等の考え方を前提としつつ、各計画等で定める女性の割合※2を達成するための取組を推進します。また、職員の人事配置においては、男女の固定的性別役割意識に捉われることのない配置を行い、多様な職員が性別に関わらず適材適所で自分らしく活躍できる職場を推進します。

※1 本市の職員配置における、女性管理職の比率は16.4%（令和5(2023)年4月時点）であり、4年前の8.9%と比較すると上昇しているものの、依然として男性に比べて女性の管理職が圧倒的に少ない状況にある。

※2 市職員の管理職配置における女性職員の割合…令和7(2025)年度までに20%（第3期特定事業主行動計画）、附属機関委員の登用における女性委員の割合…3割以上（国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱）

2. 分野別人権課題と施策の推進

様々な人権課題について、特定の分野ごとに課題を捉えることは、それぞれの実態や状況等に応じた対応を推進するために大変重要なことです※1。

なお、人権課題は複数の課題が複合的に交わり合い複雑化している場合もあることから、個々の側面のみに着眼するのではなく、複合差別やインターセク

シヨナリティ※2という視点も重視した取組を推進することが重要です。

※1 課題分類の参考

| 法務省 (「人権の擁護」(法務省人権擁護局編集発行 (令和5(2023)年9月))における分類) | 東京都 (「東京都人権施策推進指針」(東京都策定(平成 27(2015)年8月))における分類) |
|--|--|
| 女性 | 女性 |
| 子ども | 子供 |
| 高齢者 | 高齢者 |
| 障害のある人 | 障害者 |
| 部落差別(同和問題) | 同和問題 |
| アイヌの人々 | アイヌの人々 |
| 外国人 | 外国人 |
| 感染症 | HIV感染者・ハンセン病患者等 |
| ハンセン病患者・元患者やその家族 | 犯罪被害者やその家族 |
| 刑を終えて出所した人やその家族 | インターネットによる人権侵害 |
| 犯罪被害者やその家族 | 北朝鮮による拉致問題 |
| インターネット上の人権侵害 | 災害に伴う人権問題 |
| 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | ハラメント |
| ホームレス | 性同一性障害者 |
| 性的マイノリティ | 性的指向 |
| 人身取引(性的サービスや労働の強要等) | 路上生活者 |
| 震災等の災害に起因する人権問題 | 刑を終えて出所した人 |
| | 個人情報の流出やプライバシー侵害 |
| | 親子関係・国籍 |
| | 人身取引 |

※2 p.14の注釈参照。

(1) 共通事項

各分野の人権課題に共通する視点としては、前項1.のとおりですが、重要な視点はつまり、一人一人が権利の主体であって、その一人一人のアイデンティティを尊重し、かけがえのない存在として認め合うことにあります。「かわいそうだから」「支援を求められたから」といった理由でなく、誰もが権利の主体であるとの認識のもと、課題是正のための取組を推進する必要があります。

(2) 個別事項

各分野の人権課題について、本市における実情等を踏まえ以下に示します。

なお、これらはあらゆる課題を網羅的に整理したものではなく、あくまでその一部に過ぎません。課題のあり様を的確に捉え、個々の状況にあわせた柔軟な対応が必要です。

①女性

日常生活や人々の関係性における性別役割分担意識はまだ根強く、子育てや介護等の家庭内労働ではその全般を女性が担う立場に置かれ、負担が大きいといった現状があります。また、配偶者等からの暴力（DV）、ハラスメント（セクハラ、モラハラ等）、ストーカー被害など女性に対する人権侵害や、社会的孤立、生活困窮など社会的問題への対応が必要であり、これらに対する取組を推進します。

②子ども

貧困、自殺、いじめ、児童虐待、性的搾取、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題は山積しており、子どもが自分らしく生きて育つ権利が奪われてしまっている状況があります。学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で子どもの悩みや不安に寄り添い、育ちを支えるための取組を推進します。

③高齢者

虐待や第三者による勝手な意思決定など、高齢や認知症等の原因により判断能力が低下した高齢者に対する人権侵害が問題となっており、また、就労や居場所に困難を抱えたり、医療や福祉等のサービスを十分に受けられていない状況もあります。加えて、様々な公共サービスがデジタル化する中で不慣れな高齢者が疎外感を感じてしまう状況もあります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる仕組みづくりのための取組を推進します。

④しょうがいしゃ

しょうがい当事者からは、かつて自身の意思に反して施設への入所が行われたという事例も寄せられており、どこで誰とどのような生活を営むかについては、当事者自身の希望が実現される地域社会の環境整備が必要です。また、街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアやしょうがいしゃへの配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然としてあることから、様々な物理的・心理的バリアの解消に向け、しょうがいを「医学モデル」としてではなく「社会モデル」※として捉えた取組を推進します。

※ 「障害者の権利に関する条約」(日本は平成26(2014)年に批准)において示された障害の捉え方。従来の障害の捉え方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、当該条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映された。「障害者権利条約パンフレット」(外務省平成30(2018)年3月発行)より一部引用)

⑤ 感染症、疾病

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や嫌がらせが全国的な問題となりました。感染症や疾病は誰もが当事者になり得る問題です。ハンセン病患者に対する人権侵害の歴史から学ぶなど、不安解消のために当事者を排除するのではなく、正しい知識を身に付けることが重要でありそのための取組を推進します。

⑥ 被差別部落出身者

被差別部落出身者に対する就職、結婚、その他の社会生活の場面での差別が今なお報告されており、問題が解決していません。近年では、インターネット等を利用した差別事象が全国的にも深刻な問題となっているほか、戸籍を使って差別のための情報入手する行為の問題も指摘されています。部落差別の正しい歴史や現状を学ぶための取組を推進します。

⑦ 外国にルーツのある人

現在国立市には、約1,800人の外国籍の市民が在住しています※。また、日本国籍者の中にも、海外ルーツの人やミックスルーツの人もいます。文化的背景や言語、生活習慣の違いが摩擦や排除を生まないためには、互いの違いを受け入れ活かし合うとともに、様々な歴史的背景(渡日の理由、帰国しない(できない)理由など)等を正しく理解することも重要です。多様なルーツを持つ一人一人が疎外感を抱かず地域の一員と感しながら暮らすことのできるよう取組を推進します。

※ 令和5(2023)年1月1日時点。内訳は、中国籍約670人、韓国・朝鮮籍約350人、ベトナム籍約190人など。

⑧ 性的指向、性自認(SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity))

市内の大学で起きた痛ましい事件を契機として、アウティング(本人の意に反した性的指向、性自認等の暴露)が生命にかかわる重大な人権侵害で

あるとの認識が広がりました。多くの性的マイノリティ当事者が周囲にカミングアウトをしていない状況ですが、その背景には根強い差別意識や偏見があります。性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのため、当事者が抱える困難の解消に向けた取組を推進します。

⑨インターネット上の誹謗中傷

インターネットの匿名性を悪用したSNS等での特定の個人や民族等を対象とする誹謗中傷、差別的書き込み、個人情報 の掲載によるプライバシーの侵害、児童ポルノ、リベンジポルノなど、人権を軽視した行為が社会的問題となっています。インターネット上の情報を定期的に監視・対応する取組(モニタリング)や、メディアリテラシー向上等のための取組を推進します。

⑩災害時要配慮者

高齢者、しょうがいしゃ、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等は発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要します。災害時における様々な情報発信の在り方や備蓄品の内容の適切性の検討、要配慮者への職員の対応スキル向上に関する研修等の取組を推進します。

⑪アイヌの人々

北海道のみならず、関東圏にもアイヌにルーツを持つ方々が多く暮らしていますが、差別や偏見を恐れ、自身のルーツを明かさない人も多数存在していると言われています。アイヌの人々が自身のルーツや文化に誇りを持って地域で暮らせるよう、正しい知識を身に付けるための取組を推進します。

⑫ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなど、ハラスメントという言葉が一般的によく聞く言葉となることにより言動の悪質性を認識しやすくなった反面、違法性が逆に薄まってしまっているという側面もあります。人権侵害や差別につながる問題としてとらえ、意識啓発や相談支援等の取組を推進します。

はんざいひがいしや
⑬ 犯罪被害者

犯罪による被害は、身体的被害や精神的被害、経済的被害などがありますが、犯罪被害後もプライバシー侵害に悩まされたり、働くことが困難となり経済的に困窮したりするなど様々な被害を生じさせます。被害者の様々なニーズに対応することができるよう、相談支援の充実に向けた取組を推進します。

けい お しゅつしよ ひと
⑭ 刑を終えて出所した人

罪を犯した人や非行のある少年の中には、心身に問題を抱えており住むところや仕事がなかったり、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれないなどの理由で、速やかな自立更生ができない人がいます。更生保護施設は、こうした人を一定期間保護して社会復帰を助け再犯を防止する役割を担っていますが、地域社会との関係構築や施設退所後の生活には様々な困難が生じています（住民との交流、就職先での差別など）。当事者の更生意識を高めるとともに、地域が協力して当事者の社会復帰を支援することが重要でありそのための取組を推進します。

しよくぎよう
⑮ 職業

様々な職業によって社会が成り立っていますが、一部の職業に対する偏見と、「きつい」「汚い」「危険」などといったイメージによりその職業に携わる人に対する差別が起こっています。当事者の中には、差別や偏見を恐れて家族や友人等に自身の職業について明かすことが出来ずに苦しむ人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療従事者等への差別や偏見も課題として浮き彫りになりました。様々な職業に対する正しい知識を身に付けるための取組を推進します。

こんがいし
⑯ 婚外子

子どもは男女が結婚して産むものという我が国の根強い社会規範意識の中において、法的に婚姻関係にない男女の間に生まれた子（婚外子）に対する差別や偏見、その親（特に母親）に対する差別や偏見が今もなお起きています。伝統的標準家族の形態に捉われることなく、誰もがかけがえのない存在として尊重される社会とするための取組を推進します。

3. 平和施策の推進

基本条例では、その前文において「平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。」とうたっています。

人権が尊重される日々の連続こそが日常の平和であり、平和を特別なものとして捉えるのではなく日々の日常の中で当たり前を感じるものとして(日常の平和を市民文化として)地域社会に根付かせるための取組が重要です。

前述の第4章1.及び2.では、主に人権尊重の観点から人権・平和のまちづくりの推進における基本的な考え方を示していますが、本項においては、平和の観点でその考え方を示します。

(1) 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承

戦後78年が経過し、戦争を体験された世代の方々が年々減少するなか、世界では依然として国家間の戦争や民族等の対立による紛争等は絶えず、国内外で日常の平和が危惧される状況にあります。

私たちは過去の歴史から、戦争が起きると人命・生活・経済等あらゆる面で被害が生じることに加え、戦争は時として正常な意思や判断を奪い通常では想像し得ないような行動をとってしまうことがあること、戦時下では人々のあらゆる権利が抑圧・搾取されたり尊厳が踏みにじられたりすることなど、戦争という行為は著しく人権を侵害するものだということを学んでいます。

戦争は、二度と起こしてはいけません。この意識の下、戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- ① 伝承活動の本質を踏まえた活動の推進
- ② 活動の継続

【考え方】

- ① 伝承活動の本質を踏まえた活動の推進
(基本的な方向)

ア 本市では、平成27（2015）年より、本市在住で広島原爆・長崎原爆の体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ伝承者の養成に取り組むとともに、平成29（2017）年からは、本市在住で東京大空襲を体験された方の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ伝承者を養成し、市内外で伝承活動を行っています。

当時の直接的な戦争・原爆体験をしていない伝承者が、体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ行為は、文献や歴史書等で示される客観的事実や数には表れない、まさにその時、その人やその人を囲む多様な一人一人が（人格を持つ一人一人が）、そこに生きていた（生活していた）こと、戦争や原爆によってその生活が破壊されたこと、二度と同じ過ちを繰り返してはいけないということを、一人の体験者の思いとそれを伝承する伝承者の思いを人から人へ伝承していく中で伝えることに本質的な意義があります。この本質を見失うことなく、引き続き伝承者との協力の下、取組を推進します。

②活動の継続

（基本的な方向）

ア 戦争や原爆を体験された方々の高齢化に伴い、ご自身の体験を伝えていくことが難しくなりつつある現在において、伝承活動の意義は大変大きなものです。この活動を今後も継続することが重要であり、戦争・原爆を体験された市民の体験談のアーカイブ化等の工夫も行いながら取組を推進します。

（2）様々な団体等との平和交流

平和施策の推進に当たっては、近隣の地方公共団体をはじめ、原爆による被害を受けた広島市及び長崎市、その他さまざまな団体等との平和交流を促進していく必要があります。

様々な団体等との平和交流について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

①子どもたちの平和学習の推進

②平和文化の振興

【考え方】

①子どもたちの平和学習の推進

(基本的な方向)

ア 本市では、「青少年の育成に役立ててほしい」という市民の寄付により設立した「国立市青少年育英基金」を活用し、平成26(2014)年及び平成27(2015)年は広島市へ、平成28(2016)年以降は長崎市へ市内の子どもたちを派遣して原爆資料館等の見学や歴史・風土等の学習、現地青少年との交流により相互理解を深め、平和の尊さと歴史を学ぶ「子ども長崎派遣平和事業」に取り組んでいます。引き続き、次世代を担う子どもたちの平和学習を推進します。

イ 前述(1)の伝承活動については、毎年市内外の学校からも依頼を受け実施しています。引き続き子どもたちに対する伝承活動に取り組みます。

(学校との連携)

ア 次世代を担う子どもたちの平和学習の推進に当たっては、学校教育との連携の下、計画的な取組を推進します。

②平和文化の振興

(基本的な方向)

ア 世界166か国・地域8,374都市(令和6(2024)年3月1日時点)が加盟する「平和首長会議」は、加盟都市相互の連携により、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指す団体です。本市は平成22(2010)年に加盟するとともに、令和元(2019)年には第9回国内加盟都市会議総会を本市において開催しました。

「平和首長会議」が令和3(2021)年7月に策定した「P×ビジョン」およびその具体的な取組を掲げた「平和首長会議行動計画(2021年―2025年)」の中の一つに、「平和文化の振興」(市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること)が掲げられています。この「平和文化の振興」について、多摩地域の26市が加盟する「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」を令和5(2023)年度に発足し、その推進に

む やくわり ほんし せっきょくてき にな とうきょうと た ま ち い き れんけい いっそうそくしん
向けた役割を本市が積極的に担い、東京都多摩地域の連携を一層促進さ
せるなど関係機関・団体と連携した取組を推進します。

第5章 推進体制

1. 行政における推進体制

(1) 組織内の推進体制

① 本市においては、平成26(2014)年に政策経営部市長室に人権・平和施策の担当を設置し、以降、他の地方公共団体と比較しても先駆的に人権・平和のまちづくりに係る取組を市民や様々な当事者ととともに推進してきました。今後の人権・平和施策の体制については、本基本方針に示す様々な取組を推進することを踏まえ、必要に応じて組織の見直しや推進体制の充実強化を図ります。

② 本市においては、ジェンダー平等施策に関して役職ごとに組織内の推進体制を構築し、定期的に課題検討、情報交換、研修等を行っています。この取組を参考として、人権・平和施策においても職員の役職に応じた会議体を設けるなど、各部署が一丸となった人権・平和のまちづくりのための推進体制を構築します。

③ 本市で活動する人権擁護委員※は現在5名であり、市民からの人権相談や子どもたちに対する人権教室の実施などに取り組んでいただいています。今後も、人権擁護委員との連携を一層強化しつつ取組を推進します。

※ 人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行っている民間の方々。市民の中から市長が市議会の意見を踏まえ推薦し、法務大臣から委嘱されている。

(2) 市職員の人権意識の向上及び人権・平和のまちづくりへの参画

① 人権・平和施策の担当職員のみならず、全ての市職員が高い人権意識のもと日々の業務に従事し、人権・平和のまちづくりに自ら参画することが求められます。

② 様々な人権課題のもとにある当事者等から体験や実情を学ぶ研修、市関係条例及び計画、国内外の動向について学ぶ研修、窓口業務や電話対応業務における具体的な対応スキルを学ぶ研修等、様々な視点での研修を充実させ職員の人権意識の向上を図ります。

③ 人権救済や相談支援に関して、庁内の様々な部署や関係機関・団体等があることによって、かえって事務的な混乱や人為的なミスが生じてしまわないよう留意する必要があることから、連携全体の概要や人権課題に関する

じょうほう わ しりょうとう さくせい しょくいん じんけんいしき
情報を分かりやすくまとめた資料等を作成するなど、職員の人権意識の
こうじょう じんけん へいわ さんかく し とりくみ すいしん
向上や人権・平和のまちづくりへの参画に資する取組を推進します。

(3) スケジュール及び財源（予算）

ほんきほんほうしん もと とりくみ けいかくてき すいしん こんご きほんじょうれいだい じょう
本基本方針に基づく取組を計画的に推進するため、今後、基本条例第10条
もと 「すいしんけいかく」 くにたちしじんけん へいわ しんぎかい ぎろんとう
に基づく「推進計画」を国立市人権・平和のまちづくり審議会における議論等
ふ さくてい ひつよう ざいげん よさん しょうしこうれいか ともの
を踏まえ策定します。また、必要な財源（予算）については、少子高齢化に伴
さまさま ぎょうざいせい えいきょう さっこん ぶつか こうねつひ こうとう きゅうげき しゃかい
う様々な行財政への影響や、昨今の物価・光熱費の高騰など急激な社会
じょうきょう へんか え こうりょ ひつよう しゃかい
状況の変化があり得ることを考慮する必要があります。このような社会
かんきょうぜんたい なか てきかく せんたく おこな ひつよう ふ
環境全体の中において的確な選択を行っていく必要があることを踏まえ、
かくとりくみ じゅうようど きんきゅうせいとう もと ゆうせんてきかだい たい よさんへんせいぜんたい なか
各取組の重要度や緊急性等に基づいた優先的課題に対し予算編成全体の中
じゅうてんてき よさんはいぶん とう とりくみ おこな くに とうきょうと ほじょきんとう
で重点的に予算配分する等の取組を行うとともに、国や東京都の補助金等
かつよう みんかんじぎょうしゃとう れんけい こうかてき とりくみとう いっそうすいしん
の活用、民間事業者等との連携による効果的な取組等を一層推進します。

2. 国立市人権・平和のまちづくり審議会

(1) 国立市人権・平和のまちづくり審議会の設置

くにたちしじんけん へいわ しんぎかい せっち
くにたちしじんけん へいわ しんぎかい せっち
基本条例第16条第1項では、人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的
きほんじょうれいだい じょうだい こう じんけん へいわ そうごうてき けいかくてき
に推進するため、市長の附属機関として国立市人権・平和のまちづくり審議会
すいしん かん じょう ふぞくきかん くにたちしじんけん へいわ しんぎかい
を置くこと規定されており、学識経験者、人権に関する団体の代表者等、平和
おきてい がくしきけいけんしゃ じんけん かん だいひょう だいひょうしゃとう へいわ
に関する団体の代表者等、市民のうちから委嘱することとされています。

(2) 国立市人権・平和のまちづくり審議会における審議

くにたちしじんけん へいわ しんぎかい しんぎ
きほんじょうれいだい じょうだい こう きほんほうしん さくてい た じんけん へいわ
基本条例第16条第2項では、基本方針の策定その他人権・平和のまちづく
すいしん かん じこう しょう しもん おう くにたちしじんけん へいわ
りの推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、国立市人権・平和のまち
しんぎかい ちょうさ しんぎ けっか しょう とうしん
づくり審議会において調査・審議しその結果を市長に答申することとされてい
ます。

ほんきほんほうしん ふ じんけん へいわ すいしん あ ひつよう
本基本方針を踏まえた人権・平和のまちづくりを推進するに当たり、必要に
おう どうしんぎかい いけん き しさく すいしん
応じて同審議会の意見を聴き、施策を推進します。

3. 公表と見直し

(1) 基本方針の公表

本基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく市民に向けて適宜の方法により公表します。

(2) 基本方針の見直し

本基本方針については、策定後、おおむね6年を目安として見直しの必要性について検証を行うこととしますが、市内における人権課題の状況や国の法整備の状況、国際的な動向等を踏まえ、本基本方針に盛り込むべき事項や変更すべき事項が生じた場合は、基本条例第9条第3項に従い、国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するために必要な措置を講じた上で、適宜見直しを行います。

参考資料

| | |
|-------------------------------|----|
| 人権・平和のまちづくりに関する本市における近年の主な動向 | 1 |
| 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例 | 5 |
| 諮問書（令和元（2019）年8月5日） | 11 |
| 国立市人権・平和のまちづくり審議会委員 | 12 |
| 国立市人権・平和のまちづくり審議会における審議経過 | 14 |

人権・平和のまちづくりに関する本市における近年の主な動向

(平成 12 (2000) 年 6 月)

国立市平和都市宣言の告示

市内在住の方から公募。学識経験者と市民とで構成する選考会において一次選考し、市民の意見募集や中学生との意見交換を経て市議会に提案、全会一致で可決。

(平成 17 (2005) 年 4 月)

しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言の告示

平成 15 (2003) 年 3 月の定例市議会において、「障害者があたりまえに暮らすまち宣言に関する陳情」が採択されたことを受け、翌年に市民公募による宣言制定検討会を設置。平成 17 (2005) 年 2 月に、市民の意見を聴く会を開催するなどして、市議会での可決を経て制定。

(平成 22 (2010) 年 7 月)

平和首長会議への加盟

平成 12 (2000) 年に国立市平和都市宣言を制定し、その 10 周年目にあたる平成 22 (2010) 年に平和首長会議（核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指す、世界 166 か国・地域の 8,374 都市（令和 6 (2024) 年 3 月 1 日時点）が加盟する国際組織（会長市：広島市、副会長市：長崎市ほか）へ市として加盟。

(平成 28 (2016) 年 4 月)

国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例の施行

平成 17 (2005) 年に制定した「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念を受け継ぎ、しょうがいのある人もない人も共に生きる国立市づくりを実現するため、しょうがいを理由とした差別の解消のための仕組みなどを定めた条例。

(平成 28 (2016) 年 6 月)

「くにたち平和の日」及び「平和推進週間」の制定

変わりゆく世界情勢のなか、平和都市宣言に込められた思いを、改めて強く実現していく決意をもって、平和都市宣言の告示日である 6 月 21 日を「くにたち平和の日」、6 月 21 日からの 1 週間を「平和推進週間」として制定。

(平成 28 (2016) 年 10 月)

第 6 回平和首長会議国内加盟都市会議総会における国立市長による発表

千葉県佐倉市で開催された同総会において、佐藤市長（当時）が市の人権・平和の考えや取組等を発表。

(平成 29 (2017) 年 4 月)

国立市総合オンブズマン条例の施行

市政に対する苦情等を受ける一般オンブズマンと、子どもの人権を擁護するための子どもの人権オンブズマンを設置。

(平成 30 (2018) 年 4 月)

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の施行

性的指向・性自認の公表を個人の権利として認め、アウティング（性的指向や性自認について本人の同意なしに第三者へ暴露すること）の禁止を定めた全国初（条例制定時）の条例。条例に基づき、同年5月に「くにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）」を開設。

※令和 3 (2021) 年 4 月にパートナーシップ制度に係る規定を加え一部改正

(平成 31 (2019) 年 4 月)

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の施行

ソーシャル・インクルージョンの視点であらゆる差別を包括的に禁止した全国初（条例制定時）の条例。「くにたち平和の日」「平和推進週間」を条文で明文化。

(令和元 (2019) 年 10 月)

第 9 回平和首長会議国内加盟都市会議総会を国立市において開催

10 月 24 日は、市の平和に関する取組を発表し、全国に向け平和の思いを発信。翌 25 日は、加盟都市の取組事例報告及び会議総括文書の採択を行い、11 月に広島市長・長崎市長とともに永見市長が外務省を訪問して内閣総理大臣宛ての核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請文を提出。

(令和4(2022)年10月)

第10回平和首長会議総会における国立市長による発表

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う延期を経て、広島市で開催された同総会において、国内の自治体として唯一、取組発表(他の発表市は、グラノラズ市(スペイン)、モントリオール市(カナダ)、ハノーバー市(ドイツ))。

(令和5(2023)年4月)

平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークの発足

平和首長会議会長の松井広島市長より、平和首長会議が定める行動計画の理念である「平和文化の振興」に向けた加盟都市の取組の推進のために、東京都多摩地域におけるネットワーク形成の呼びかけがあり、市が事務局となり他の市へ呼びかけたもの。多摩地域26市全てが加入し、永見市長が会長に就任。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当

事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目 的）

第 1 条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 全ての人、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかげがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第 3 条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第 4 条 市長は、第 2 条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第 6 条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 8 条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第 9 条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第 16 条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第 10 条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画

(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議

を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本方針及び推進計画に関すること。

(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

| | | | |
|---------------|---|--------|---|
| オンブズマン制度審議会委員 | 〃 | 9,100円 | を |
|---------------|---|--------|---|

」

「

| | | |
|------------------|---|--------|
| オンブズマン制度審議会委員 | 〃 | 9,100円 |
| 人権・平和のまちづくり審議会委員 | 〃 | 9,100円 |

に

」

改める。



国政市発第50号
令和元年8月5日

国立市人権・平和のまちづくり審議会
会長様

国立市長 永見 理夫

諮問書

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例第16条に基づき、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定

2. 諮問理由

市では、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指しています。

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、同条例が定める以下の事項を含む内容について、貴審議会のご意見を伺うものです。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項。

以上

国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿

〔任期：令和元(2019)年7月1日～令和3(2021)年6月30日〕

| | 氏名 | 区分 | 所属等 |
|----|-----------------|------------|--------------------|
| 1 | 大島 克己 | 市民 | 公募市民 |
| 2 | 押田 五郎 | 市民 | 公募市民 |
| 3 | 神田 知宏 | 学識 経験者 | 小笠原六川国際総合法律事務所弁護士 |
| 4 | 炭谷 茂 (会長) | 学識 経験者 | 社会福祉法人恩賜財団済生会理事長 |
| 5 | 高松 香奈 | 学識 経験者 | 国際基督教大学准教授 |
| 6 | 藤沢 靖介 | 団体 代表者等 | 部落解放同盟東京都連合会顧問 |
| 7 | 古川 健太郎 (副会長) | 学識 経験者 | 八王子ひまわり法律事務所弁護士 |
| 8 | 三井 絹子 | 団体 代表者等 | 国立市しょうがいしゃ団体等協議会代表 |
| 9 | 呂 成姫 | 団体 代表者等 | 全国オモニ会連絡会事務局長 |
| 10 | 渡邊 康行 | 学識 経験者 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |

(50音順、敬称略)

国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿

〔任期：令和 3(2021)年 7 月 1 日～令和 5(2023)年 6 月 30 日〕

| | 氏 名 | 区分 | 所 属 等 |
|----|-----------------|------------|--|
| 1 | 大島 克己 | 市民 | 公募市民 |
| 2 | 押田 五郎 | 市民 | 公募市民 |
| 3 | 神田 知宏 | 学識 経験者 | 内幸町国際総合法律事務所弁護士 |
| 4 | 炭谷 茂 (会長) | 学識 経験者 | 社会福祉法人恩賜財団済生会理事長 |
| 5 | 韓 東賢 | 学識 経験者 | 日本映画大学准教授 ※令和 3(2021)年 12 月 23 日より委嘱 |
| 6 | 藤沢 靖介 | 団体 代表者等 | 部落解放同盟東京都連合会顧問 |
| 7 | 古川 健太郎 (副会長) | 学識 経験者 | 八王子ひまわり法律事務所弁護士 |
| 8 | 三井 絹子 | 団体 代表者等 | 国立市しょうがいしゃ団体等協議会代表 |
| 9 | 呂 成姫 | 団体 代表者等 | 全国オモニ会連絡会事務局長 |
| 10 | 渡邊 康行 | 学識 経験者 | 大阪経済法科大学法学部教授 ※令和 5(2023)年 3 月 31 日まで一橋大学大学院法学研究科教授 |

(50 音順、敬称略)

国立市人権・平和のまちづくり審議会 審議経過（第1期及び第2期）

| 回 | 開催日 | 主な内容 |
|-------|------------------|---|
| 第1回 | 令和元(2019)年8月5日 | 委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問、基本方針策定について |
| 第2回 | 令和2(2020)年6月29日 | 基本方針で取り上げる人権課題、人権救済、骨子案の枠組み |
| 第3回 | 令和2(2020)年8月18日 | 基本方針「骨子案」、当事者との意見交換 |
| 意見交換会 | 令和2(2020)年10月6日 | 外国籍・在日関係者の方々 |
| 意見交換会 | 令和2(2020)年10月12日 | NPO法人ワンステップかたつむり国立の方々 |
| 意見交換会 | 令和2(2020)年11月4日 | 部落解放同盟国立支部の方々 |
| 第4回 | 令和2(2020)年11月24日 | 基本方針「素案」、意見交換会のふりかえり、ソーシャル・インクルージョンについて |
| 第5回 | 令和2(2020)年12月22日 | 素案の審議・検討、分野別人権課題「インターネット上の誹謗中傷」「災害時の要援護者」「感染症、疾病にかかる差別」 |
| 第6回 | 令和3(2021)年6月28日 | 分野別人権課題「女性」 |
| 第7回 | 令和3(2021)年10月26日 | 分野別人権課題「職業差別」「高齢者」 |
| 第8回 | 令和3(2021)年11月15日 | 分野別人権課題「子ども・若者」 |
| 第9回 | 令和3(2021)年11月29日 | 分野別人権課題「ハラスメント」「刑を終えて出所した人」 |
| 第10回 | 令和3(2021)年12月23日 | 分野別人権課題「性的指向、性自認」 |
| 第11回 | 令和4(2022)年1月17日 | 分野別人権課題「アイヌの人々」 |
| 第12回 | 令和4(2022)年5月26日 | 「人権侵害」「差別」等について、今後の審議の進め方等 |
| 第13回 | 令和4(2022)年6月29日 | 分野別人権課題「婚外子差別」 |
| 第14回 | 令和4(2022)年7月28日 | 人権救済、相談支援体制の構築について |
| 第15回 | 令和4(2022)年8月18日 | 人権救済、相談支援体制の構築について |
| 第16回 | 令和4(2022)年9月22日 | 人権教育、啓発の推進について |
| 第17回 | 令和4(2022)年10月17日 | 人権に配慮した環境整備について |
| 第18回 | 令和4(2022)年11月24日 | 平和施策について |
| 第19回 | 令和5(2023)年1月19日 | 推進体制について |
| 第20回 | 令和5(2023)年2月9日 | 基本理念について |
| 第21回 | 令和5(2023)年4月20日 | 答申（素案）について |
| 第22回 | 令和5(2023)年5月25日 | 答申（案）について |
| 第23回 | 令和5(2023)年6月29日 | 答申（案）について ※同日、市長へ答申 |

